

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	総務部	総務課 (公益財団法人 福島市振興公社)
報告書ページ	58 ページ (エ) 1	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>簿外現金の預り金への計上</p> <p>往査当日に現金実査を行った際、音楽堂のレジ内に簿外現金1,000 円があった。この現金は自販機業者から自販機のつり銭トラブル対応のために預かっているものとして長年引き継がれてきたものであるが、かなりの年数が経過していることから当初の意図は明確ではない。</p> <p>現在でもトラブル発生の際には実際に使用しており、使用後は再度預かり金が1,000 円になるように補充されている。ただし、トラブルにより使用してもその経緯を記録する管理簿もなく、業者が来社した際に口頭で報告しているとのことであった。担当者はこの1,000 円の存在については認識していたが、法人の預り金であるとの認識はなかったため、簿外資産としてレジに保管していた。</p> <p>このような資金は帳簿上も資産に計上した上で、預り金として残高管理すべきである。また、他の施設についても同様のものはないか確認し、全ての預り資金を漏れなく法人の預り金として計上する必要がある。その上で、預り金残高を含めた現金残高を随時確認する管理体制を構築すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>簿外現金 1,000 円については、預かった時期から相当の年数を経過していることから、返却先が明確にできませんので、令和元年 8 月 28 日付で普通預金に預け入れ、雑収入として計上しました。他の施設においては、このような対応はありませんでした。</p> <p>今後、必要があれば、あらためて自販機設置業者から預かった場合に、預り金として会計に計上します。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)
報告書ページ	74 ページ 2 (1)	区 分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>資金管理等の管理体制</p> <p>当社は平成 14 年 4 月 1 日に株式会社福島市公共サービスを吸収合併したことにより、現在の中央事業所、飯坂事業所、西事業所の 3 事業所体制となった。このような経緯から、現預金や出資証券などの財産管理が事業所毎に行われている。また、ヒアリングによると各事業所の従業員の退職なども、総務企画課でタイムリーに把握されていないとのことである。</p> <p>棚卸資産の在庫管理などは各事業所で行う方が効率的だが、資金や出資証券などの換金性の高い財産の管理は、不正・誤謬のリスクを軽減するために総務企画課に集中させるべきである。また、現状では棚卸資産や経費の発注・支払が各事業所で行われているが、内部牽制の観点から発注部門と支払部門は区分すべきである。さらに、リスク軽減と効率化の観点から、回収・支払業務を含む資金管理は総務企画課で集中して行うべきである。</p> <p>平成 30 年 3 月末現在、飯坂事業所が 90,209 千円、西事業所は 47,390 千円の現預金残高を保有している。事業所での回収・支払業務をなくすことにより総務企画課に資金を集中し、事業所の保有現金は日常の現金払経費に使用する小口現金程度に圧縮すべきである。また、会社全体の一体的運営のためには人事管理も総務企画課に集中すべきと考える。</p>			
講じた措置の内容	<p>当社の事務事業においては事業所毎に取り纏めを実施していたが、平成 30 年 4 月より財務会計システムのクラウド化に合わせ、総務企画課における事務事業の集中を推進しており、今回の指摘より令和元年 9 月から事業所の保有現金は日常の現金払経費に使用する小口現金程度に圧縮しました。</p> <p>また、これまで各事業所で発注・支払を行っていたが、基本的に支払いは総務企画課で一括して行うこととし、人事管理も総務企画課に集中することとしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)									
報告書ページ	76 ページ 2	区 分	○	指摘									
				意見									
指摘等の内容	<p>現金出納帳の記入方法</p> <p>往査当日（平成 30 年 9 月 21 日）の現金実査の結果、出納帳に記載されていない現金が 43,200 円あることが判明した。これは、9 月 21 日に業者に対する現金払を予定していたため、当該資金を預金から引出したが、現金出納帳には現金入金の記事をせず、預金から直接経費の支払が行われたように経理処理していたものである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>金額</th> <th>預金からの引出日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島民友新聞</td> <td>10,800 円</td> <td>平成 30 年 9 月 10 日</td> </tr> <tr> <td>ラジオ福島</td> <td>32,400 円</td> <td>平成 30 年 9 月 20 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>現金の取扱いに係る不正・誤謬リスク軽減のため、預金から現金を引出す場合は必ず現金出納帳に入金として記帳し、業者への支払は現金による経費支払として会計処理すべきである。現金の入出金と現金出納帳の入出金を合せ、かつ、当日締後の現金有高と現金出納帳残高の一致を確認することは現金管理の基本であり、十分に留意すべきである。</p> <p>なお、当社は 10 日と 20 日を支払日としているが、現金管理に係る不正・誤謬のリスク軽減と効率化のためには、毎月行われる経費等の定時払は、銀行振込処理に統一することが望ましい。</p>				支払先	金額	預金からの引出日	福島民友新聞	10,800 円	平成 30 年 9 月 10 日	ラジオ福島	32,400 円	平成 30 年 9 月 20 日
支払先	金額	預金からの引出日											
福島民友新聞	10,800 円	平成 30 年 9 月 10 日											
ラジオ福島	32,400 円	平成 30 年 9 月 20 日											
講じた措置の内容	<p>慣例により集金による支払いは普通預金から直接支払う会計処理を行っていましたが、平成 30 年 10 月 1 日以後、会計処理を現金出納帳への記帳を実施し現金による支払処理へと変更しました。なお、毎月の定時支出における銀行振込については、令和元年 9 月より総務企画課にて集中管理することとしました。また、定時支出については銀行振込に統一しました。</p>												

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)
報告書ページ	77 ページ 5	区 分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>事業終了に伴う固定資産の取扱い</p> <p>吾妻高原スカイランドの営業は平成 30 年 10 月 31 日で終了し、当社の管理運営業務は平成 31 年 3 月 31 日で終了する予定である。しかし、同事業に係る固定資産のその後の取扱方針は、往査日（平成 30 年 9 月 21 日）現在では未定とのことである。</p> <p>資産の所有関係が不明確になることを避けるため、事業終了後の固定資産の売却、若しくは賃貸借契約の締結などの処理方針について、福島市との間で早急に協議することが望ましい。なお、同事業に係る固定資産は、固定資産台帳の名称から判明するものだけでも 17 件あり、平成 30 年 3 月末の帳簿価額は 597,686 円である。</p>			
講じた措置の内容	<p>吾妻高原スカイランドについては平成 30 年度で指定管理業務を終了したが、冬期間閉鎖のため現物確認による社内転用等の作業が今年度にずれ込んでしまいました。</p> <p>福島市との協議は終了し、一部については令和元年 9 月に福島市へ寄付することとなりました。</p> <p>残りの固定資産については撤去及び、廃棄しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)
報告書ページ	78ページ 9	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>寄付金に係る消費税額計算</p> <p>駐車場施設利用負担金として普通預金から2,000,000円を振込処理しているが、内容は寄付金とのことである。この支払額を消費税の申告において課税仕入として税額計算を行っているが、寄付金は課税仕入に該当しない。寄付金や保険料などのような非課税取引に関しては、消費税の申告の際に十分留意すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>指摘の内容については、当初寄付金ではない会計処理がなされていたが、本来その内容を確認したところ寄付金でした。</p> <p>平成30年度決算(平成31年3月期)においては、課税取引及び非課税取引に注意し申告を実施しました。</p> <p>また、指摘のあった消費税については修正申告を実施し納付を済ませました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	商業労政課 (一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター)
報告書ページ	85ページ 1	区 分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>印紙及び駐車場サービス券の会計処理と財産管理</p> <p>往査日時点（平成30年9月26日）で手元現金の実査を行ったところ、印紙500円及び駐車場サービス券145枚（14,500円）が金庫に保管されていた。印紙及び駐車場サービス券ともに購入時に経費に計上しているが、これらは換金価値を有する資産であるため、期末時点での未使用残高は貯蔵品として資産計上するべきである。また、不正や誤謬のリスクに対応するため、購入時に費用として会計処理したものであっても、受払帳簿による財産管理を行うべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>換金価値を有する資産については、受払帳簿を作成いたしました。</p> <p>駐車場サービス券については、監査後必要最低限の枚数を備蓄品として管理しております。</p> <p>また、令和元年11月に顧問税理士から指導をいただき、適正な財産管理に努めているところです。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	都市政策部	開発建築指導課
報告書ページ	156ページ (1)	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>契約金額又は経費配分の変更に係る取扱い</p> <p>補助対象事業に関して、事業内容の変更はなく、要綱第12条の経費の配分の変更に伴う変更承認があったものだが、速やかな変更承認申請書の提出が求められているところ、平成29年7月7日付の契約に係る変更申請書が平成30年2月22日に提出されていた。速やかな書類提出を求めることが望ましい。</p> <p>なお、要綱第12条第1項の文言に「事業内容及び経費の配分を変更しようとする場合」とあるが、本条項の基礎となる福島市補助金等の交付等に関する規則第6条第1項第1号の規定では、「補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更をしようとする場合」と規定されているので、こちらの規定と平仄を合わせることが望ましい。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>今後該当事例があった場合は速やかに変更申請書の提出を求めることとしました。</p> <p>なお、要綱については令和元年10月9日付けで改正し、福島市補助金等の交付等に関する規則と平仄を合わせました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。